

ココフォーレ・ニュース

No.5 2024年(令和6年) 冬号

「ココフォーレ」は、高知県外国人生活相談センターの愛称です。



梅の花の香りが漂うこの頃、皆様いかがお過ごしでしょうか。「ココフォーレ・ニュース」では、高知県に住む外国人や外国人と関わりのある方々をはじめ、多文化共生に関心のある多くの方にココフォーレの取り組みや外国人に役立つ情報を紹介します。

トピックス

永住権の取得について

出入国在留管理庁「永住許可に関するガイドライン(令和5年12月1日改訂)」に基づいて作成
https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyukan_nyukan50.html

在留資格「永住者」を取得するための要件

在留資格「永住者」は、在留活動、在留期間のいずれも制限されないという点で、他の在留資格と比べて大幅に在留管理が緩和されます。このため、通常の在留資格の変更よりも慎重に審査されます。「永住者」の在留資格を取得するためには、大きく3つの要件があります。

① 素行が善良であること

法律を遵守し日常生活においても住民として社会的に非難されることのない生活を営んでいること。



法律を守って真面目に生活しているということです。

② 独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること

日常生活において公共の負担にならず、その有する資産又は技能等から見て将来において安定した生活が見込まれること。

日本で生活ができる収入や資産があること。収入は世帯単位で見るので、申請する本人に収入がなくても世帯単位において一定の収入や資産が十分であれば要件を満たしていると扱われることもあります。

③ その者の永住が日本国の利益に合すると認められること

原則として引き続き10年以上本邦に在留していること。
ただし、この期間のうち、就労資格(在留資格「技能実習」及び「特定技能1号」を除く。)又は居住資格をもって引き続き5年以上在留していることを要する。

例えば、10年のうち、留学生として4年間大学で勉強し、卒業後、6年間仕事をしている場合は、就労資格をもって5年以上在留していることになるので要件を満たします。一方、大学に6年間在籍し、卒業後4年間働いている場合は条件を満たしません。また、「技能実習」と「特定技能1号」は対象外となり、働いた年数は就労期間に含まれません。

罰金刑や懲役刑などを受けていないこと。公的義務(納税、公的年金および公的医療保険の保険料の納付並びに出入国管理及び難民認定法に定める届出等の義務)を適正に履行していること。

税金や年金、健康保険料をきちんと払っていることが求められます。

現に有している在留資格について、出入国管理及び難民認定法に規定されている最長の在留期間をもって在留していること。

現在持っている在留資格の最長の在留期間を取得しているかということです。現在では、3年の在留期間を有していれば最長であるとみなされます。

公衆衛生上の観点から有害となるおそれがないこと。

感染症にかかっていないなど、公衆衛生上の問題がないということです。

原則10年在留に関する特例

特例によって10年間の在留がなくても永住権を申請できる場合があります。いくつかをご紹介します。



「配偶者等」の在留資格を持っている場合

日本人、永住者及び特別永住者の配偶者の場合、実体を伴った婚姻生活が3年以上継続し、かつ、引き続き1年以上本邦に在留していること。その実子等の場合は1年以上本邦に継続して在留していること。

「定住者」の在留資格を持っている場合

定住者の在留資格で、5年以上継続して本邦に在留していること。

「高度専門職」の在留資格を持っている場合

● 出入国管理及び難民認定法に規定するポイント計算を行った場合に**70点以上**を有している者であって、次のいずれかに該当するもの

- ア 「高度人材外国人」として必要な点数を維持して3年以上継続して本邦に在留していること。
- イ 永住許可申請日から3年前の時点に基づいてポイント計算を行った場合に70点以上の点数を有していたことが認められ、3年以上継続して70点以上の点数を有し本邦に在留していること。

● 出入国管理及び難民認定法に規定するポイント計算を行った場合に**80点以上**を有している者であって、次のいずれかに該当するもの

- ア 「高度人材外国人」として必要な点数を維持して1年以上継続して本邦に在留していること。
- イ 永住許可申請日から1年前の時点に基づいてポイント計算を行った場合に80点以上の点数を有していたことが認められ、1年以上継続して80点以上の点数を有し本邦に在留していること。

他にも特例があります。詳しくは出入国在留管理庁のHPをご覧ください。
https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyukan_nyukan50.html



ココフォーレからのお知らせ



ココフォーレで法律相談ができます

無料

法テラスで行われている法律相談がココフォーレでもできるようになりました。対象は、収入と資産が基準以下で高知県に在住する外国籍の方及び帰化された方などです。高知弁護士会の弁護士が相談を受けます。(刑事事件に関する相談は対象外)

ココフォーレで法律相談ができる2つの安心

- ① 言葉の安心!
母国語で相談できます。ココフォーレ相談員・通訳スタッフ、または第三者間電話通訳サービスを使って通訳します。
- ② 寄り添う安心!
ココフォーレで行うことにより、相談後の継続的なフォローアップや法律相談以外の生活相談なども受けることができます。

詳しくは、ココフォーレHP ↓
<https://kccfr.jp/shiteisoudanbasho-20221215/>



事業所を訪問します



ココフォーレでは、外国人を雇用している事業所などに赴き、外国人従業員に対して高知県の紹介や高知県における外国人についての説明、また、外国人目線で生活に役立つ情報などをお話しします。通訳を交えての懇談会なども行っており、日本の生活において不安に思っていることや疑問に感じていることなどを気軽に相談することができます。詳しくは、ココフォーレまでご連絡ください。

ココフォーレサポーター募集

ココフォーレでは、外国人支援に協力してくれるボランティアを募集しています。活動は、主に、役場などの関係機関での手続きの補助や通訳などです。英語の通訳依頼が多いですが、最近はベトナム語、ミャンマー語、ネパール語の通訳の依頼もあります。サポーター登録にあたって、1時間程度のガイダンスを受けていただきます。外国語ができなくても登録できますので、ご興味のある方はご連絡ください。

ココフォーレの今後の相談会等 ※詳細は、ココフォーレのHP・SNSをご覧ください。

2024年2月18日(日)	とさしほつちようそうだんかい 土佐市出張相談会& プチセミナー	とさしほつちようそうだんかい 土佐市複合文化施設「つな一で」 (住所：土佐市高岡町乙3451-1)	在留資格に関する相談会と生活全般に関する相談会を行います。加えて、高松出入国在留管理局の職員によるセミナーも開催します。在留資格について基本的な説明を聞くことができます。
2024年2月26日(月) ~3月2日(土)	外国人のための 無料法律相談週間	ココフォーレ (住所：高知市本町4丁目1番37号)	弁護士が対応します。資力要件に関わらず無料で相談ができます(法人は対象外)。

ホームページ



日本語、英語、中国語、韓国語、インドネシア語、ベトナム語のサイトがあります。

Instagram



日本での生活に役立つ情報を、やさしい日本語や外国語で紹介しています。

発行：公益財団法人 高知県国際交流協会
 高知県外国人生活相談センター
 住所：〒780-0870 高知市本町4丁目1番37号丸の内ビル1階
 連絡先：TEL：088-821-6440 FAX：088-821-6441
 E-mail：consultation@kccfr.jp Website：https://kccfr.jp
 発行日：2024年2月